

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

教育委員会

- 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
- 宮城県総合教育センター管理規則
- 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則
- 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則
- 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則
- 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

ページ

教育委員会

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第二号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中、「庁技術副参事及び教育研修センター副所長並びに」を、「及び庁技術副参事並びに総合教育センター」に改め、同項第九号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同項第十号中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第三号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第八号中「教育研修所及び特別支援教育センター」を「総合教育センター」に改め、同項第九号を削る。

第十七条第一項の表中

監 人事専門	監 人事専門	監 人事専門
就職支援 専門監	就職支援 専門監	就職支援 専門監
高校教育課	高校教育課	高校教育課
上司の命を受け、県立学校教育職員の仕事、サービス及び研修に関する事務を掌理する。	上司の命を受け、県立学校教育職員の仕事、サービス及び研修に関する事務を掌理する。	上司の命を受け、県立学校教育職員の仕事、サービス及び研修に関する事務を掌理する。

を

監 振興専門	監 振興専門	監 振興専門
スポーツ健康課	スポーツ健康課	スポーツ健康課
上司の命を受け、県立学校教育局の仕事、サービス及び研修に関する事務を掌理する。	上司の命を受け、県立学校教育局の仕事、サービス及び研修に関する事務を掌理する。	上司の命を受け、県立学校教育局の仕事、サービス及び研修に関する事務を掌理する。

「就職支援専門監」を削る。

に改め、同条第四項中

第十八条第一項の表中

理事	理事	理事
学校運営 管理監	学校運営 管理監	学校運営 管理監
上司の命を受け、教育行政の特定重要事項を掌理する。	上司の命を受け、教育行政の特定重要事項を掌理する。	上司の命を受け、教育行政の特定重要事項を掌理する。
参事	参事	参事
学校運営 管理監	学校運営 管理監	学校運営 管理監
上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事務を総括管理する。	上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事務を総括管理する。	上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事務を総括管理する。

- 九 教育に関する調査研究、開発、普及及び啓発に関すること。
- 十 教育に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関すること。
- 十一 情報教育に係る生徒の実習に関すること。

十二 科学巡回指導に関すること。
(利用許可)

第三条 所長は、事業運営に支障のない範囲内で、総合教育センターの施設を学校教育、社会教育及びその他公共のために利用させることができる。

2 所長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- 一 利用許可の申請に虚偽があつたとき。
- 二 利用許可の条件に違反したとき。
- 三 職員の見解に従わかつたとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、利用に関する諸規程に違反したとき。
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、総合教育センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育長の承認を得て、所長が定める。

附 則

- 1 この規則は平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は廃止する。
 - 一 宮城県教育研修センター管理規則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第七号）
 - 二 宮城県特別支援教育センター管理規則（平成三年宮城県教育委員会規則第五号）

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第五号

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(4cm×4cm)」を「(4.5cm×3.5cm)」とし、

最終学歴	学校 大学	科 学部	年 年	月 月	卒業 修了
------	----------	---------	--------	--------	----------

学 歴	大学院	学 部	年 年	月 月	卒業 修了
-----	-----	-----	--------	--------	----------

免 許 状	学校教諭	専修・種	年 年	月 月	取得 日
	学校教諭	専修・種(教科)	年 年	月 月	取得 日
	学校教諭	専修・種(教科)	年 年	月 月	取得 日

免 許 状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日	年 年	月 月	日
		又は修了確認期限	年 年	月 月	日

様式第二号中「(4cm×4cm)」を「(4.5cm×3.5cm)」とし、

大学等	大学・学部・学科名等	年
	(1)	(2)

大学等	大学・学部・学科名等	年
	大学院について は(2)に記入すること。	(1) (2)

免許状の種類	取得（取得見込）年・月
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

を

免許状の種類・教科又は領域	取得（取得見込）年・月
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
有効期間の満了の日又は修了確認期限	年 月 日

を

東京会場受験希望の有無

東京会場受験希望の有無

特別支援学校への採用希望の有無

を

所有免許状（教科） () () () () () ()

を

免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

を

を

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日 宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第六号

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号）の一部を次のとおり改正する。

業任職一即任	免許状（教科）
--------	---------

を

免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

を

を

を

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第七号

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の職員評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 高 橋 仁

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二項」を「第三項」に改める。

別表中

五 一 所長 教育研修センター	宮城県教育研修センター管理規則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第七号）第三条の規定による施設の利用許可及びその取消し
六 一 所長 特別支援教育センター	宮城県特別支援教育センター管理規則（平成三年宮城県教育委員会規則第五号）第三条の規定による施設の利用許可及びその取消し

を

五
一 所長
総合教育センター

宮城県総合教育センター管理規則（平成二十五年宮城県教育委員会規則第四号）第三条の規定による施設の利用許可及びその取消し

に改め、同表中「七 美術館長」

を「六 美術館長」に、「八 松島自然の家所長、蔵王自然の家所長及び志津川自然の家所長」を「七 松島自然の家所長、蔵王自然の家所長及び志津川自然の家所長」に、「九 東北歴史博物館長」を「八 東北歴史博物館長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。